

循環型社会形成推進地域計画

改定履歴		
改定 No.	年 月 日	備 考
制定	平成28年12月09日	埼玉県提出
改定1	平成29年04月03日	環境省指示
改定2	平成29年09月01日	交付対象区分の見直し
改定3	平成30年01月09日	事業年度振分の見直し
改定4	平成30年11月22日	交付対象事業の追加変更
改定5	令和01年05月15日	環境省指示（差替え）
改定6	令和01年12月03日	元号改定・事業費変更

平成28年12月 9日制定

平成30年11月22日変更

令和01年12月 3日変更

蕨 市 ・ 戸 田 市

蕨戸田衛生センター組合

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項 -----	1
(1) 対象地域 -----	1
(2) 計画期間 -----	1
(3) 基本的な方向 -----	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 -----	3
(2) 生活排水の処理の現状 -----	5
(3) 一般廃棄物等の処理の目標 -----	7
(4) 生活排水の処理の目標 -----	9
3 施策の内容 -----	11
(1) 発生抑制、再使用及び再資源化の推進 -----	11
(2) 処理体制 -----	12
(3) 処理施設等の整備 -----	17
(4) 施設整備に関する計画支援事業 -----	18
(5) 施設長寿命化総合計画策定事業 -----	18
(6) その他の施策 -----	19
4 計画のフォローアップと事後評価 -----	20
(1) 計画のフォローアップ -----	20
(2) 事後評価及び計画の見直し -----	20
添付資料 1 -----	21
添付資料 2 -----	22
添付資料 3 -----	24
添付資料 4 -----	26
様式 1 -----	27
様式 1 (添付資料 1) -----	29
様式 1 (添付資料 2) -----	30
様式 2 -----	31
様式 3 -----	32
参考資料様式 2 -----	34
参考資料様式 1 -----	35
参考資料様式 4 -----	36

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項

(1) 対象地域

構成市町村名 蕨市、戸田市
面積 23.30 km²
人口 208,532 人
(平成 28 年 1 月 1 日現在)



(内訳)

市名	蕨市	戸田市
面積 (km ²)	5.11	18.19
人口 (人)	73,289	135,243

参考として、「対象地域図」を添付資料 1 (P.21) に示す。

(2) 計画期間

本計画は、平成 29 年度～令和 04 年度までの 6 年間を計画期間とします。なお、諸条件に大きな変更等があった場合には、随時見直しを行うものとします。

(3) 基本的な方向

蕨市、戸田市は埼玉県南部に位置しており、蕨市は、市では全国一小さく人口密度が全国で一番高い市であり、コミュニティが充実したまちであります。また、戸田市は荒川を境に東京都と隣接していることから首都圏への人口集中の影響を受けています。一方、東京都に近いにも関わらず緑豊かな自然が残されており、河川の潤いを感じられる地域でもあります。

このような地域の特色と「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえ、市民、事業者、行政の三者が協働し、廃棄物の排出を抑制することを前提とし、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順に、できる限り循環的な利用(3Rの推進)を実施し、それでもなお循環的な利用ができない廃棄物については、環境への負荷の低減される方法による適正な処理を行うことを基本とします。

さらに、環境への負荷の少ない地域社会づくりを推進するため、マイバッグ運動等による排出抑制、再生利用の促進などの対策及び計画的な収集運搬体制の確保や一般廃棄物処理施設の整備を行うこととします。

また、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯から排水される「生活雑排水」が公共用水域の水質汚濁や水辺環境悪化の要因となっていることから、蕨市、戸田市(以下「両市」という。)では引き続き公共下水道の整備を推進するとともに、両市から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理は、蕨戸田衛生セ

ンター組合で行うと同時に地域の実情に応じて浄化槽の設置、転換を促進するものです。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

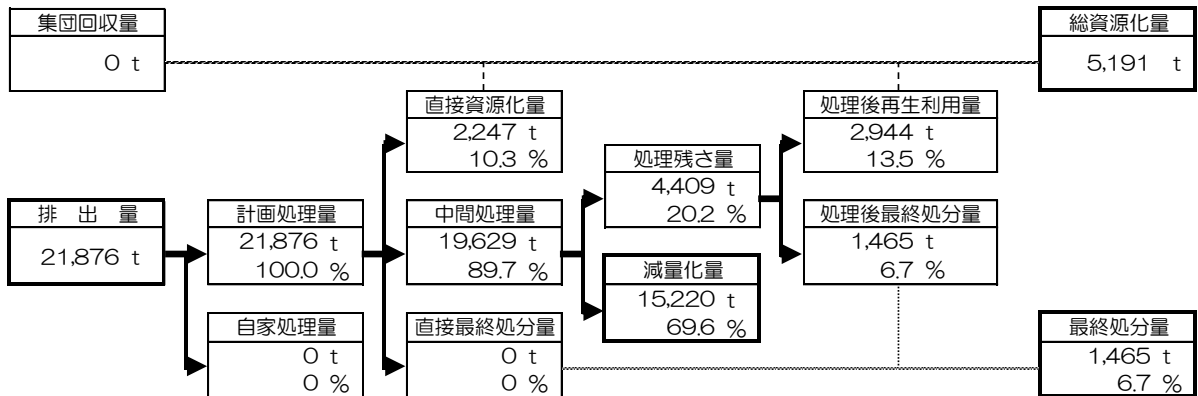
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりです。総排出量は、集団回収量を含め、66,384 トンであり、再生利用される総資源化量は 14,309 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 21.6%です。また、中間処理後の再生利用量は 8,003 トンであり、直接資源化量を除いた排出量のおおむね 80%を減量化しています。

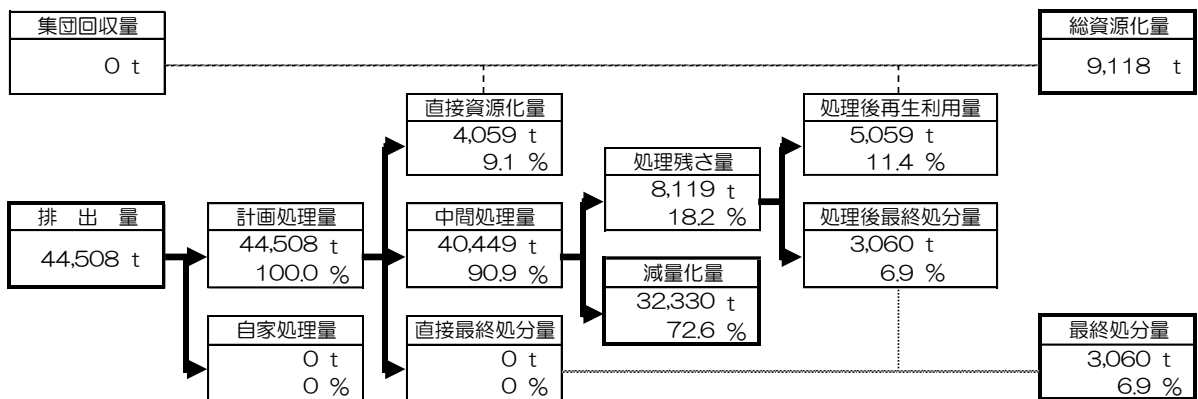
なお、直接資源化量を除いた排出量の 7.5%にあたる 4,525 トンは埋め立て処分しています。

さらに中間処理のうち、焼却処理量は 54,349 トンです。蕨戸田衛生センターでは、焼却によって発生する熱を利用するため廃熱ボイラーを設置し、焼却エネルギーの回収による発電をおこなっています。

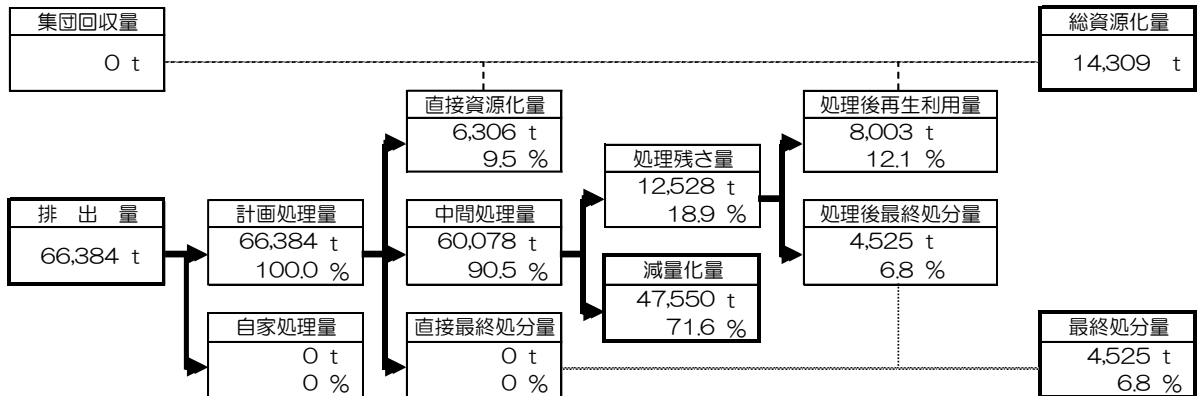
(蕨市)



(戸田市)



(両市)



注：端数調整により合計が合わない場合がある。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 27 年度）

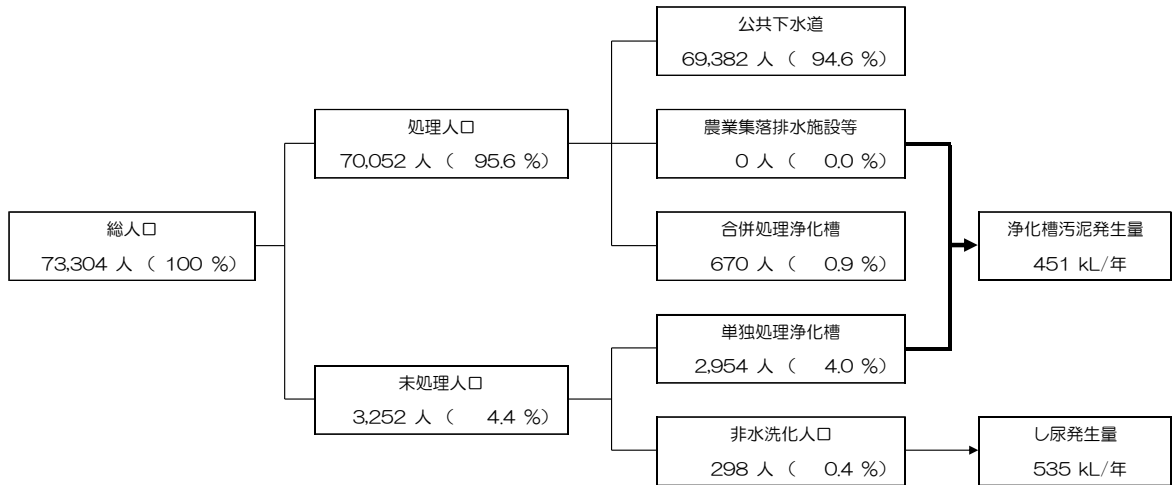
(2) 生活排水の処理の現状

平成 27 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりです。

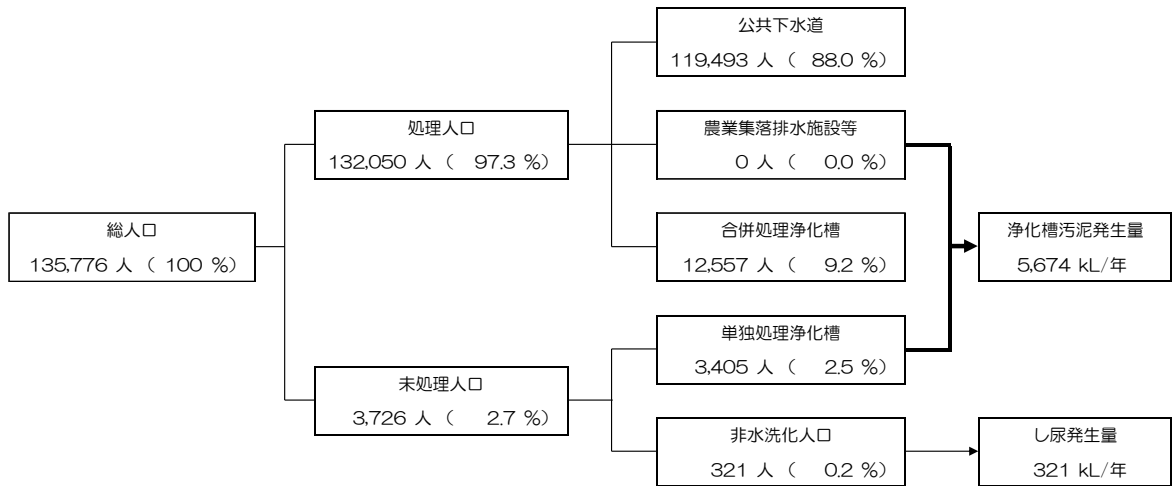
生活排水の処理対象人口は両市全体で 209,080 人であり、水洗化人口は 202,102 人、汚水衛生処理率 96.7%です。

両市のし尿発生量は 856 キリットル／年、浄化槽汚泥発生量は 6,125 キリットル／年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 6,981 キリットル／年です。

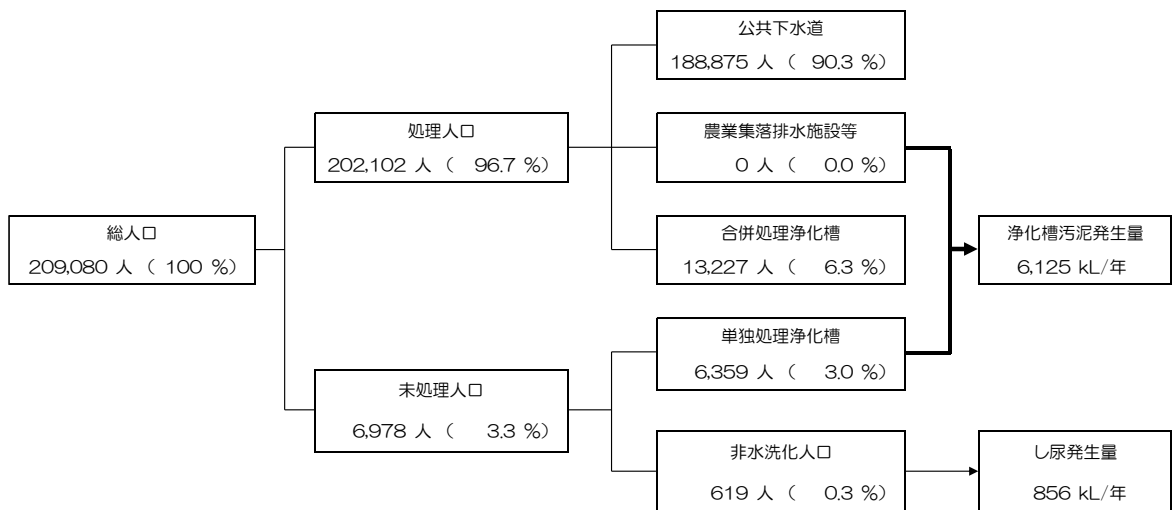
(蕨市)



(戸田市)



(両市)



注：端数調整により合計が合わない場合がある。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 27 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとしてします。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標 ・ 単 位		現 状 (割合 ^{※1}) (平成27年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (令和05年度)
排 出 量	事業系 総排出量	17,791 トン	13,820 トン (-22.3 %)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.24 トン/事業所	2.15 トン/事業所 (-4.0 %)
	生活系 総排出量	48,593 トン	40,780 トン (-16.1 %)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	175.2 kg/人	125.9 kg/人 (-28.1 %)
合 計	事業系家庭系排出量合計	66,384 トン	54,600 トン (-17.8 %)
再生利用量	直接資源化量	6,306 トン (9.5 %)	6,674 トン (12.2 %)
	総資源化量	14,309 トン (21.6 %)	15,651 トン (28.7 %)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	14,917 MWh	12,300 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	4,525 トン (6.8 %)	4,185 トン (7.7 %)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排 出 量 : 事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量 : 集団資源回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

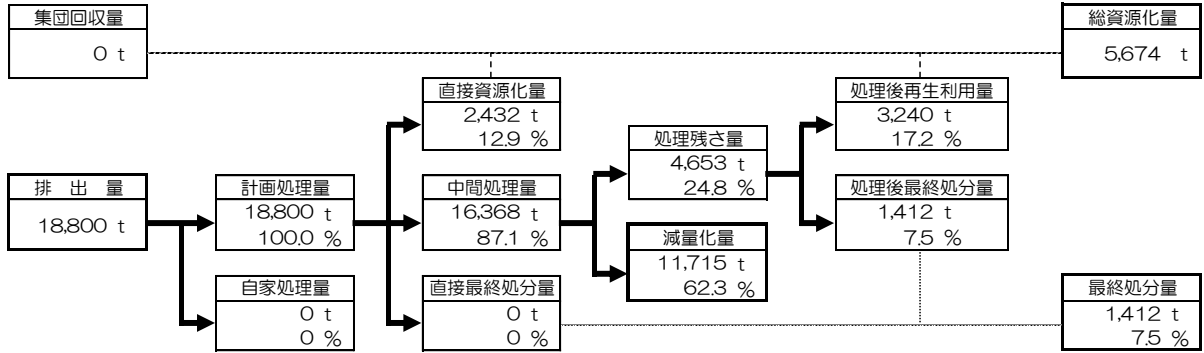
エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

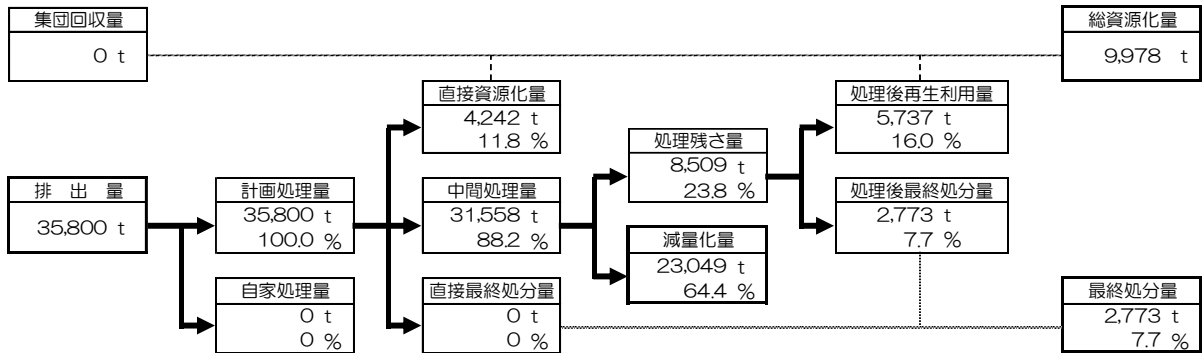
最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

注: 端数調整により合計が合わない場合がある。

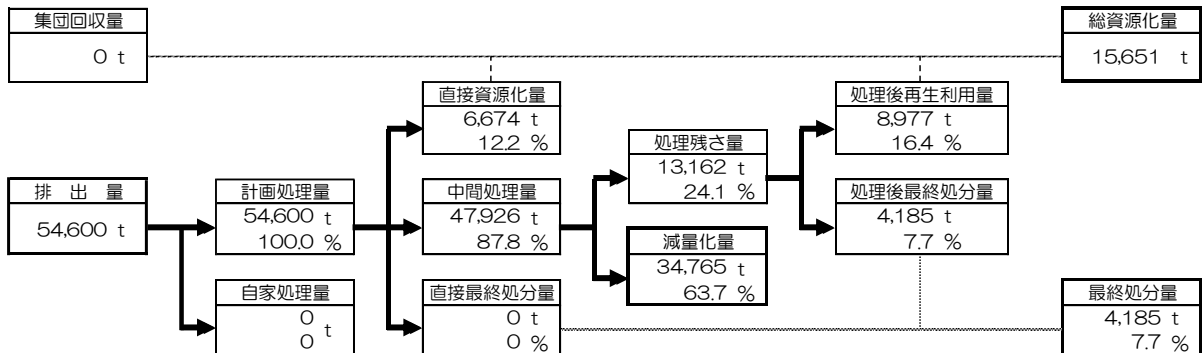
(蕨市)



(戸田市)



(両市)



注：端数調整により合計が合わない場合がある。

図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 05 年度）

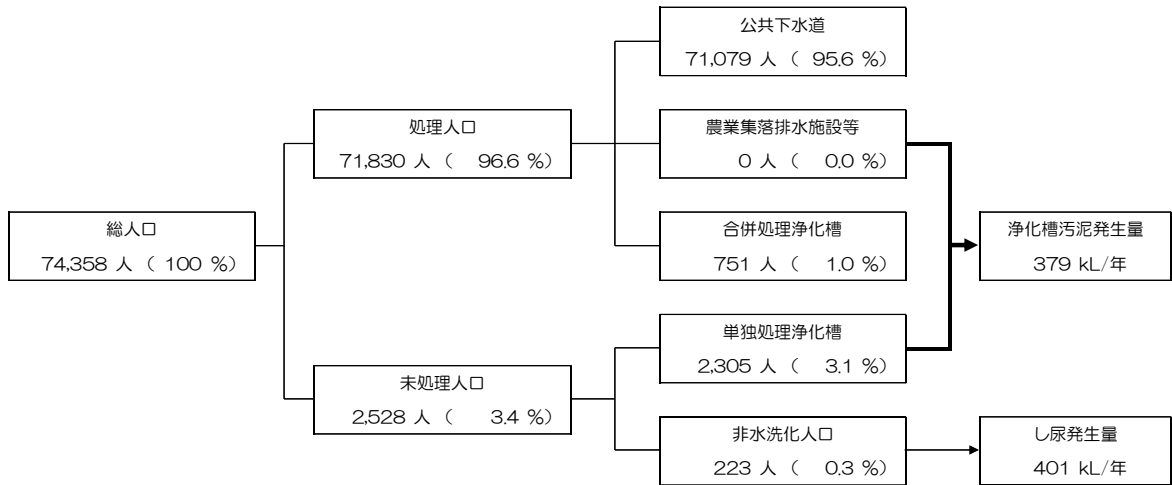
(4) 生活排水の処理の目標

生活排水の処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置等を推進していくものとします。

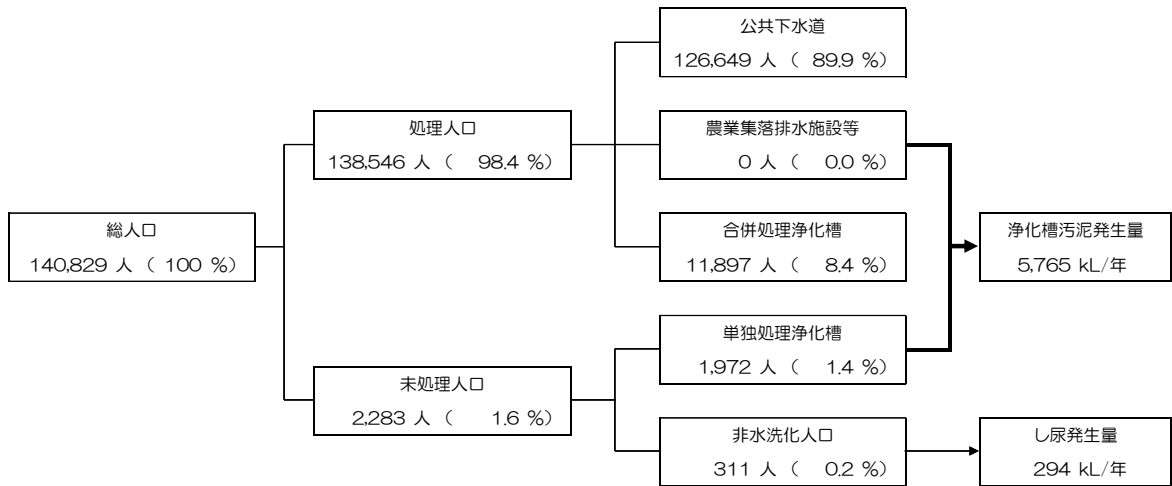
表 2 生活排水の処理に関する現状と目標

区分		年度	平成27年度実績	令和05年度目標
処理形態別人口	公共下水道		188,875 人 (90.3%)	197,728 人 (91.9%)
	農業集落排水施設等		0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等		13,227 人 (6.3%)	12,648 人 (5.9%)
	未処理人口		6,978 人 (3.3%)	4,811 人 (2.2%)
	合計		209,080 人	215,187 人
し尿・汚泥の量	汲取し尿		856 キロリットル	695 キロリットル
	浄化槽汚泥量		6,125 キロリットル	6,144 キロリットル
	合計		6,981 キロリットル	6,839 キロリットル

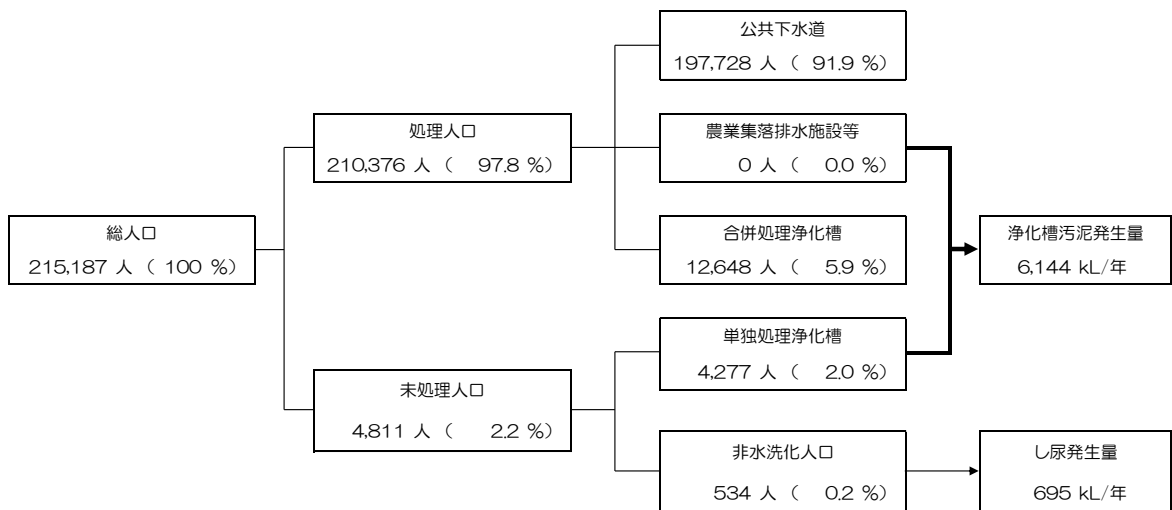
(蕨市)



(戸田市)



(両市)



注：端数調整により合計が合わない場合がある。

図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和05年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用及び再資源化の推進

蕨市、戸田市及び蕨戸田衛生センター組合では、循環型社会の構築に向けて、「一般廃棄物処理基本計画」をはじめとする諸計画を策定し、中長期的な視点に立った廃棄物処理対策を推進していくものです。

ア 発生抑制の推進

ごみの発生抑制を推進するため、ごみとならない製品の製造や販売など環境に配慮した事業活動やごみを買わない消費生活のあり方を積極的に推進していくものとします。

また、自己処理責任の原則に基づき、排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を強化していくものとします。

1) 環境教育、普及啓発の充実

ホームページや広報などを通じて住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、更にはごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行っています。ごみの減量化に関する社会意識を育むため、環境教育を積極的に行っていきます。

2) 循環型ライフスタイルの促進

ごみを出さないライフスタイルの定着を目指し、マイボトルやマイバッグの利用促進に対する活動を行っています。

3) 事業者に対する減量化の指導

一般廃棄物排出事業者に対して減量化指導を行っています。また、小規模事業者にも減量化に対する協力を求めています。

4) 環境物品等の使用促進

再生品、エコ商品等の積極的な購入と、販売をお願いしていきます。

5) 容器包装廃棄物等の排出抑制

簡易包装や、繰り返し使用できる商品等の購入に努めるようにすることが必要です。

6) リサイクルフラワーセンターの維持管理（生ごみ減量化対策）

蕨戸田衛生センター組合では、家庭で一定の段階まで堆肥化を進めた生ごみを持ち込むと花苗と交換できる事業を行っています。生ごみ減量のシンボル事業として円滑な施設運営ができるように努めるとともに、生ごみの水分を減らす啓発や減量の大切さや必要性、減量方法などの発信拠点として事業展開を進めています。

7) 生活系ごみの有料化の検討

現状では1人1日当たりの排出量は減少しており、人口が増加する中でも、ごみ総排出量は横ばいになると予測されることから、当分の間は推移の状況を

見守り、必要な状況になった場合は検討することとします。

イ 再使用の推進

リターナブル容器の普及について調査研究を行うとともに、関係機関及び関係団体に要請していくものとします。また、再使用を促進するため、ごみとして排出されたものの中から利用可能なものの再生及び活用を行うものとします。

1) リターナブル容器の利用促進

両市内の事業者等と共同して店頭回収システムの構築の検討を行います。

2) リユース容器の利用促進

リユース容器の使用や容器のデポジット制の促進を図ります。

3) 再生家具等の情報提供

蕨戸田衛生センターにおける再生家具売払い事業を継続して実施します。また、ホームページ等を活用して、情報提供を行うものとします。

ウ 資源化の推進

1) 剪定枝、草木等の資源化

焼却処理をしている剪定枝、草木等の資源化を検討します。

2) 小型家電破碎処理物の資源化

燃えないごみに混入している携帯電話等の小型家電を資源化しています。

3) 粗大ごみの再資源化

粗大ごみとして捨てられた家具の中から比較的状态の良いものを選び、補修し再生しています。更に、資源化が可能な廃棄物の再資源化に努めます。

4) 事業系ごみの資源化

事業系可燃ごみに含まれる紙等についての資源化を検討します。また、3Rを推進する事業者への支援も検討します。

5) 固化灰、不燃物残渣の資源化

不燃物残渣は全量資源化を行っています。今後、固化灰の資源化の可能性を検討していきます。

6) その他

再資源化等の技術進歩に合わせ、資源にできるものは資源化に努めます。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

家庭から排出される一般ごみ、資源ごみ及び有害ごみについては、地区別に曜日を定めてステーション収集を行っており、また、粗大ごみは戸別収集を、乾電池については拠点収集を行っています。

なお、現在の蕨市、戸田市における生活系ごみの分別の指定状況（収集運搬体制）は表3、表4に示すとおりです。現状の処理体制については今後も継続する方針です。

表3 ごみ分別の指定状況（蕨市）

分別区分		処理量（トン）		
		H27	R05	
①もやすごみ		16,365	12,922	
資源ごみ	②金属類	2,030	2,199	
	③生きびん			
	④その他のびん			
	⑤プラスチック製容器包装			
	古紙類			⑥新聞・チラシ
				⑦雑誌
				⑧段ボール
				⑨紙パック
	⑩その他の紙類			
	⑪布類			
	⑫ペットボトル			
⑬消火器・バッテリー				
⑭蛍光管等				
⑮乾電池				
⑯もえないごみ		670	677	
⑰粗大ごみ		557	563	

※ 生きびんとは、そのまま再使用するびんのことです。

表4 ごみ分別の指定状況（戸田市）

分別区分		処理量（トン）		
		H27	R05	
①もやすごみ		34,126	25,355	
もやさないごみ	②ペットボトル	1,218	1,263	
	③その他のプラスチック類			
	④その他の紙類			
	⑤体温計・血圧計・蛍光管			
	⑥乾電池・ライター			
	⑦消火器・バッテリー			
	⑧不燃物等			
	⑨カン・金属類			
資源ごみ	⑩スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ	3,621	3,400	
	⑪布類			
	紙類			⑫新聞・チラシ
				⑬ダンボール
				⑭雑誌・本・辞典
				⑮紙パック
⑯ビン類				
⑰粗大ごみ		1,217	1,262	

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

両市では事業系ごみは、排出事業者処理責任に基づき、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集または蕨戸田衛生センターへの自己搬入によるものとしています。その際の事業系ごみの排出袋については、適正排出の推進等を目的として半透明袋（ピンク色）に指定しています。現在の処理体制については今後とも継続していく方針です。

ウ 生活排水の処理の現状と今後

1) 公共下水道の普及

下水道は居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川の水質を保全するための根幹的施設です。このため下水道未普及地域の解消を図ると同時に、浸水対策、合流式下水道区域における雨天時の放流水の水質改善、施設の適正な維持管理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、計画的かつ効果的に整備を進めていくものです。併せて、水洗便所改造資金貸付制度や私道共同排水設備整備補助金制度の周知・活用を図り、公共下水道への接続を促進していくものです。

2) 効率的な収集運搬体制の整備

し尿・浄化槽汚泥の発生量は、下水道や浄化槽の普及などによる社会条件によって変化しており、さらに、汲み取り世帯数の減少による点在化など収集運搬体制について検討していくものです。

3) し尿及び浄化槽汚泥の処理体制の整備

両市域から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、蕨戸田衛生センター組合にて処理しており、今後も現在の処理体制を継続し維持していくものとします。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみ収集運搬作業の効率を高め、環境に与える影響を低減するため、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を図るために必要な整備を検討していきます。
- ◇ 安定的な処理能力の確保を図るため、現有施設の維持管理に努めるとともに、蕨戸田衛生センター組合のごみ焼却施設については、国の環境対策の動向や施設の耐用年数、将来の焼却対象ごみ量推計等を勘案して、必要な整備等を実施し、施設の延命化を図っていくものです。
- ◇ 地域内最終処分場の確保が困難なことから、関係自治体等の協力を得て、両市域外での最終処分能力の確保を行っていきます。
- ◇ 公共下水道の整備を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて浄化槽の設置転換を促進するものとします。併せて、し尿及び浄化槽汚泥を処理する

蕨戸田衛生センター組合のし尿処理施設について、国の環境対策の動向や施設の耐用年数、将来の処理対象し尿・浄化槽汚泥量推計を勘案して、必要な整備等を実施し、施設の延命化を図っていくものです。

オ ごみ及びし尿処理体系

現在のごみ及びし尿の処理体系は図5に示すとおりです。

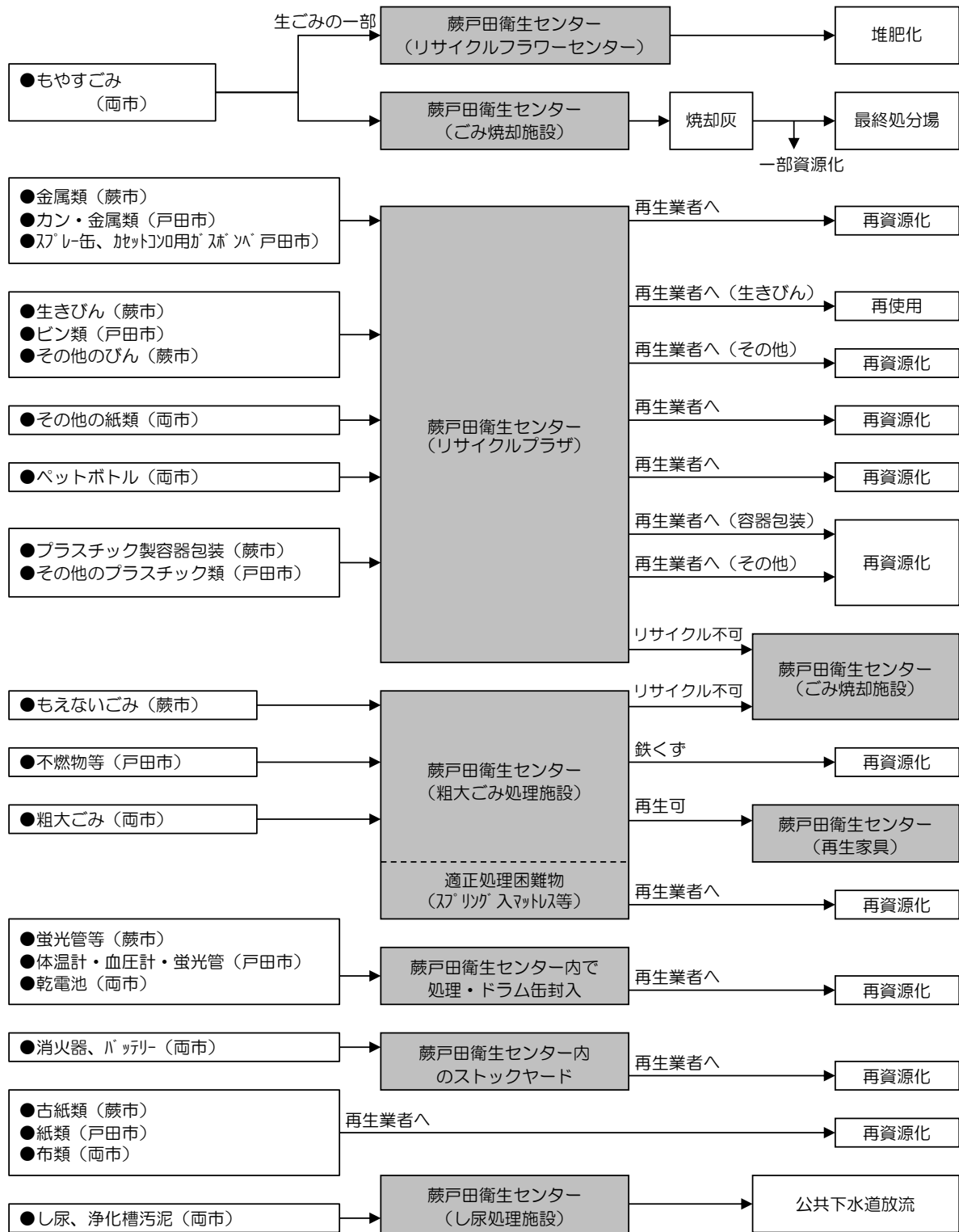


図5 ごみ及びし尿の処理体系

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)を踏まえた分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行うものとします。なお、現有処理施設の概要は表6のとおりです。

表5 整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	整備予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設 蕨戸田衛生センター	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業(ごみ)	270 トン/日 (90 トン×3)	戸田市大字美女木 978 番地	R01～ R04
2	粗大ごみ処理施設 蕨戸田衛生センター	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業(粗大)	30 トン/日	戸田市大字美女木 978 番地	R01
3	し尿処理施設 蕨戸田衛生センター	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業(し尿)	40 キロリットル/日	戸田市大字美女木 978 番地	R01～ R02

(整備理由)

事業番号1 プラント設備の主要部分を大幅に更新することにより、処理能力を確保するとともに施設の延命化を図るため

事業番号2 プラント設備の主要部分を大幅に更新することにより、処理能力を確保するとともに施設の延命化を図るため

事業番号3 プラント設備の主要部分を大幅に更新することにより、処理能力を確保するとともに施設の延命化を図るため

表6 蕨戸田衛生センター組合処理施設の概要

施設名 (種類)	処理する 廃棄物	処理能力	所在地	竣工 年月	備考
蕨戸田衛生センター ごみ焼却施設 (EPC-回収施設)	可燃ごみ	270 トン/日	埼玉県戸田市 大字美女木 978 番地	H4.3	90 トン×3 炉
蕨戸田衛生センター 粗大ごみ処理施設 (リサイクルセンター)	粗大ごみ 不燃ごみ	30 トン/日	埼玉県戸田市 大字美女木 978 番地	H4.3	
蕨戸田衛生センター リサイクルプラザ (リサイクルセンター)	資源ごみ	62.5 トン/日	埼玉県戸田市 大字美女木 978 番地	H14.3	
蕨戸田衛生センター し尿処理施設	し尿・浄 化槽汚泥	40 キロリットル /日	埼玉県戸田市 大字美女木 978 番地	H1.12	好気性消化処理 (下水道放流)
蕨戸田衛生センター リサイクルフラワー センター	生ごみ	200 キログラム /日	埼玉県戸田市 大字美女木 980 番地	H21.11	堆肥化 花苗生産能力 約10万鉢/年

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)を踏まえた施設整備を行うにあたり、表7のとおり計画支援事業を行うものとします。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	生活環境影響調査、基本設計及び発注仕様書作成事業	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業(事業番号1、2及び3)に係る生活環境影響調査、基本設計及び発注仕様書作成	H30

(5) 施設長寿命化総合計画策定事業

(3)の処理施設の整備に先立ち、表8のとおり長寿命化計画支援事業を行うものとします。

表8 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	施設長寿命化総合計画策定事業	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業(事業番号1、2及び3)に係る長寿命化総合計画策定	H29

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施します。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

不要になった特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の処分方法については、適切なリサイクルルートへ排出するよう、両市市民に対して普及啓発を行います。

イ 不法投棄・散乱防止対策

不法投棄・散乱防止対策として次の対策を行うものとします。

1) 不法投棄対策

市民との連携のもと、不法投棄対策として、不法投棄防止看板の設置や定期的なパトロールを実施しています。また、夜間の不法投棄対策として、蕨市ではタクシー協議会との間で協定書を締結し、また、戸田市では深夜や早朝のパトロールを実施する等で、不法投棄の監視強化に努めています。

今後とも不法投棄の未然防止対策について検討していくものとします。

2) 散乱防止対策

両市ではたばこ吸い殻の散乱防止等に特化した「路上喫煙の防止等に関する条例」を施行し、両市全域に路上喫煙防止努力義務を課し、さらに路上喫煙が第三者に与える影響が多いと判断される地区を路上喫煙禁止地区に指定し、その地区内での路上喫煙そのものを禁止しています。また、路上喫煙状況調査を実施し、必要に応じて路上喫煙禁止地区の見直しを図っています。

今後とも散乱防止対策と路上喫煙防止に努めていくものです。

ウ 地域環境衛生の充実

両市では「ごみゼロ運動」をはじめとした市民と行政との協働による都市美化活動を推進しています。今後とも散乱のないまちづくりを目指し、排出区分及び排出日の周知徹底に努め、収集ステーション美化を推進していくものです。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合及び埼玉県内の市町村・清掃関係一部事務組合で構成する埼玉県清掃行政研究協議会の会員として、災害廃棄物の処理などについて協定を締結しており、地域内及び周辺地域との連携体制を構築しています。

なお、災害発生時の廃棄物の処理については、現場での選別・保管を行い、一般ごみはごみ焼却施設で、資源ごみはリサイクルプラザなどで処理を行った後、処理困難物は民間事業者に処分委託し、その他はリサイクル、最終処分を行うことを想定しています。

4 計画のフォローアップと事後評価

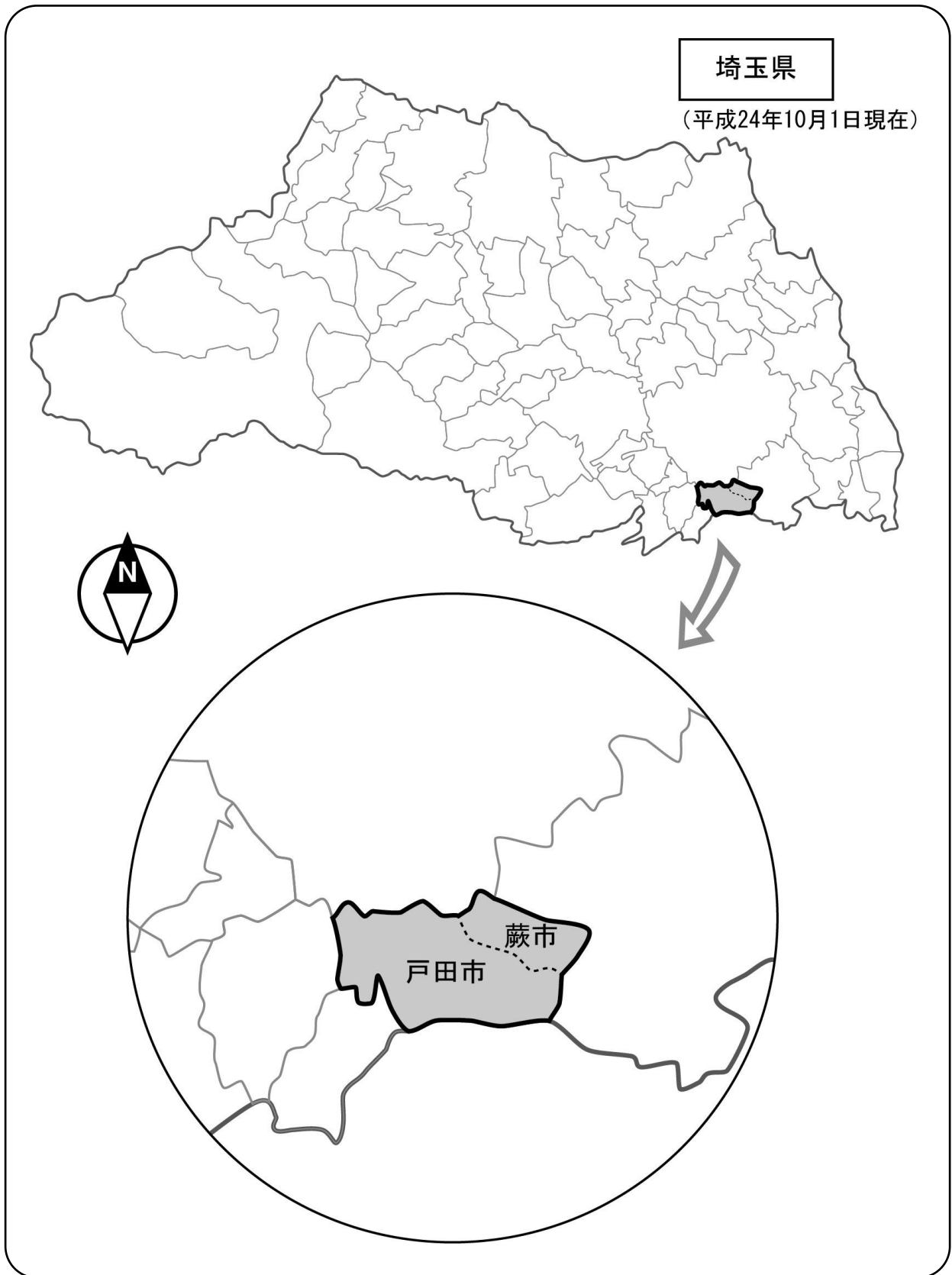
(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び埼玉県と意見交換をしつつ、進捗状況を勘案した計画の見直しを行うものとしてします。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとしてします。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとしてします。なお、計画の見直しについては、進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて実施するものとしてします。

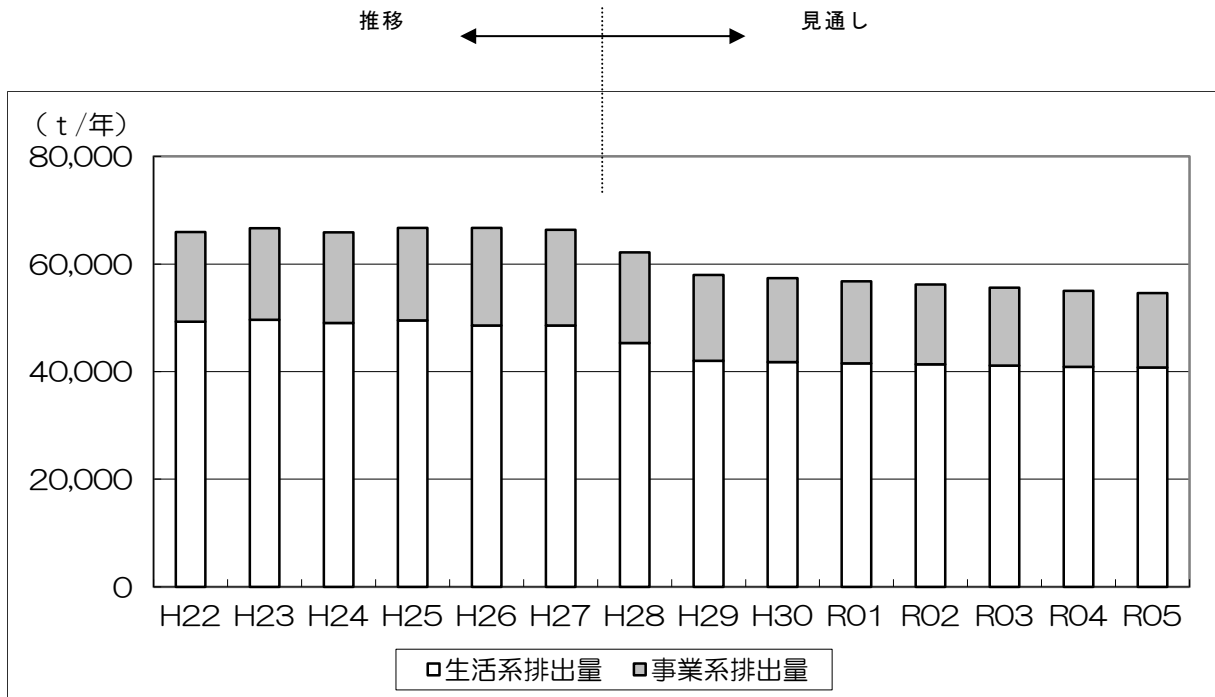
添付資料 1



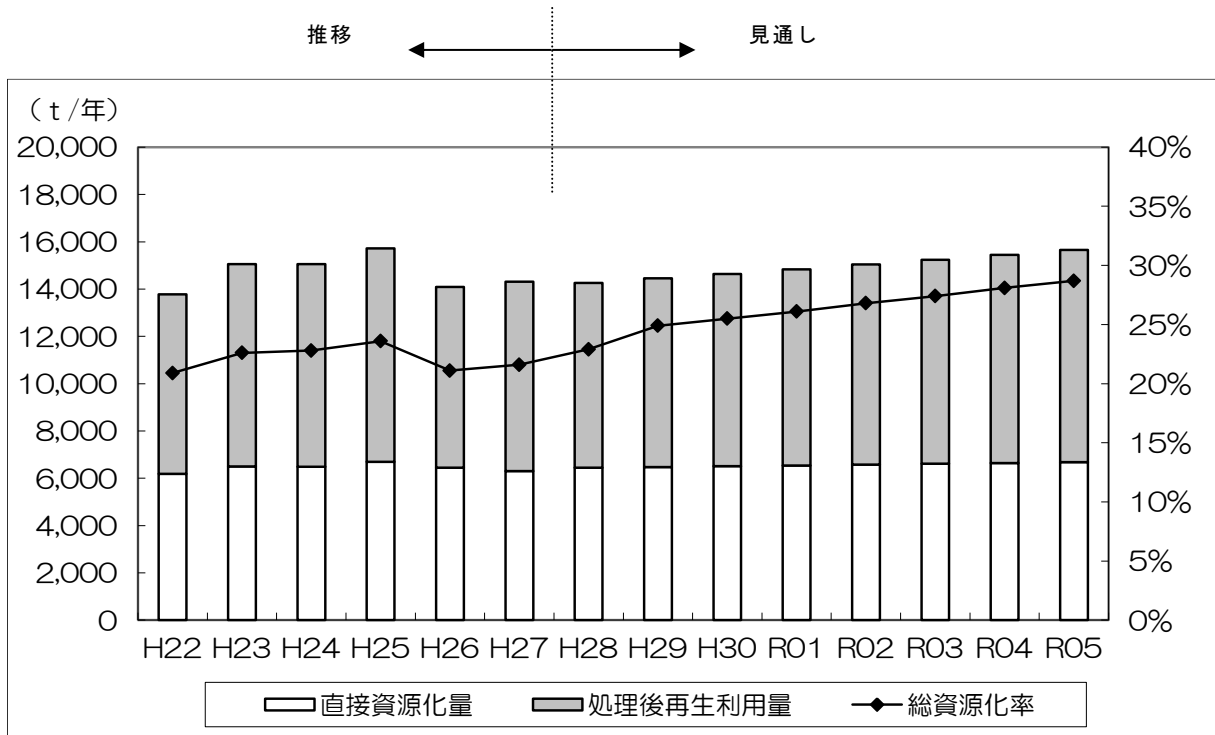
対象地域図

添付資料 2

目標の設定に関するグラフ等

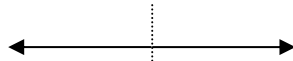


添付図 ごみ排出量の推移と見通し

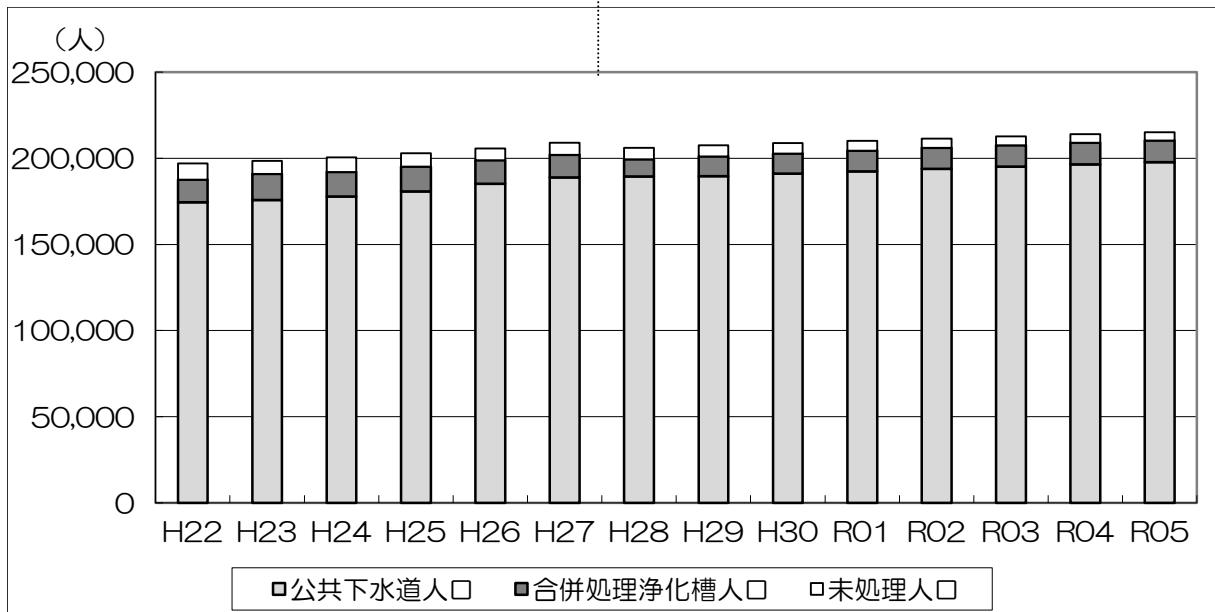


添付図 再生利用量の推移と見通し

推移



見通し



添付図 生活排水の推移と見通し

分別区分説明資料

ごみの分け方・持ち出し方

区分	分け方	持ち出し方
もやすごみ		<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ袋は、白色半透明袋を使用してください。 ○紙くずとは、チリ紙や紙オムツ等の汚れ紙です。 ○木くずは、40cm以内に限りです。 ○生ごみは水分をよくきってください。
資源	金属類 	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単に水洗いをしてください。 ○スプレー缶は、爆発防止のため使い切って穴は開けずに出してください。 ○青色のカゴに入れてください。
	生きびん (そのまま再使用するびん) 	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単に水洗いをしてください。 ○ウイスキーびんは把手のついてるものに限りです。 ○黄色のカゴに入れてください。 ○壊れたものは「その他のびん」で出してください。
	その他のびん 	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単に水洗いをしてフタを取り除いてください。 ○金物のフタは「金属類」で出してください。 ○だいたい色のカゴに入れてください。
	プラスチック製容器包装 	<ul style="list-style-type: none"> ○無色透明袋に入れてください。 ○「汚れが落ちないものや☒のマークのないプラスチック製品は、「もやすごみ」で出して下さい。 ○金属などがついているものは「もえないごみ」で出してください。 ○在宅医療廃棄物については医療機関にご相談ください。
	古紙類 	<ul style="list-style-type: none"> ○種類別にヒモで結んで出してください。 ○紙/バックは、切り開いて水洗いをして乾かしてから出してください。 ○雨天の場合は翌週に出してください。
	その他の紙類 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒモで結ぶか紙袋又は、無色透明袋に入れて出してください。 ○汚れや食べカスのついているもの、写真、あぶら紙、内側がアルミ箔の紙バックなどは「もやすごみ」で出してください。 ○雨天の場合は翌週に出してください。
	布類 	<ul style="list-style-type: none"> ○無色透明袋に入れてください。 ○座布団・布団類は粗大ごみです。 ○雨天の場合は翌週に出してください。
物	ペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単に水洗いをして、フタとラベルを取り除き、つぶして青色のカゴに入れてください。 ○ペットボトルのフタとラベルは「プラスチック製容器包装」で出してください。
	消火器・バッテリー 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火器は家庭用に限りです。 ○バッテリーは普通乗用車までの大きさです。 ○だいたい色のカゴに入れてください。
	蛍光灯等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ケース又は無色透明袋に入れてください。 ○だいたい色のカゴに入れてください。 ○水銀使用の体温計・血圧計も含まれます。
	乾電池 	<ul style="list-style-type: none"> ○充電式電池（リサイクル電池）・ボタン型電池は販売店へお持ちください。 ○赤色のカゴに入れてください。(通常のゴミステーションでは出せません。)
もえないごみ 	<ul style="list-style-type: none"> ○割れたガラス・刃物などは紙に包んでください。 ○黄色のカゴに入れてください。 	
粗大ごみ (有料) 	<ul style="list-style-type: none"> ○一辺がおおむね40cmを超えるものは粗大ごみです。 ○生活環境課 (TEL048-443-3706) へ申し込みが必要です。 	

添付図 ごみ分別区分（蕨市）

家庭ごみの正しい分け方・出し方

～ごみは収集日当日の**朝8時**までに出しましょう!～

◆もやすごみの日

毎週 曜日

台所の生ごみ (水気をよく切ってください)

まくら (40cm未満のもの)

枝・板 枝は40cm未満に切り、ひもで束ねてください。太さ5cmまで。

紙おむつ、汚物を取り除き紙等に包んでください。

ぬいぐるみ (40cm未満のもの)

中に紐紙が貼ってある紙パック

くつ、**サンダル**

CD・DVD、**レコード**

革製品 (金属の部分→不燃物等)

アルミホイール

ビデオテープ、**カセットテープ**

写真 (水で濡らせる)

口をしっかりとしばって出してください。

白色半透明又は透明袋 (ビール袋・レジ袋)

◆もやさないごみの日

毎週 曜日

ペットボトル

- ペットボトルマークのあるもの (飲料水、酒類、しょうゆ)
- ①必ずキャップをはずす PET
- ②ラベルをはがす → その他のプラスチック類
- ③中をよく水洗いする
- ④つぶす
- ⑤青いカゴ(大・小)へ袋に入れて、そのまま入れる

その他のプラスチック類 (プラスチック製容器包装)

- プラマークのあるもの
- ※汚れを洗い落としてから出して下さい。
- 菓子袋・冷凍食品の袋等
- プラスチック製品 (ペットボトルは除く)
- 発泡スチロール及びトレイ
- ビニール製品
- 袋の中に袋を入れた二重袋にしなくてください。
- 「プラ」マークのついていないもの、汚れたもの、中が洗えないもの、カセットテープ、ビデオテープ、CD等

その他の紙類 (新聞、ダンボール、雑誌、紙パック以外のもの)

- 封筒
- 包装紙
- ハガキ
- 紙箱※切り開いて出す
- ヒモでしばる
- 白色半透明又は透明袋 (ビール袋・レジ袋) (紙袋も可)
- 汚れのついたもの、中に紐紙が貼ってある紙パック、接着剤や洗剤の箱など臭いのついたもの等

危険物 (体温計・血圧計・蛍光灯)

乾電池・ライター

- 中身を使い切る
- 白色半透明又は透明袋 (ビール袋・レジ袋)
- ※ボタン型乾電池・充電電池は販売店へお持ちください。
- ※家庭用に限る

消火器・バッテリー

そのまま出す。(中身が残っている可)

不燃物等 (割れものはガムテープを貼るなどして飛び散らないようにしてください)

- セトモノ類
- 鏡・ガラス類
- 危険なものは紙に包んでください。
- マニキュア
- 化粧品等のコンパクト
- 使い捨てカイロ
- 黄色いカゴへ袋に入れて、そのまま入れてください。

持ち出しに使った袋は持ち帰りましょう。

◆資源物の日 (カン類、ビン類、布類、紙類、スプレー缶)

毎週 曜日

カン・金属類 (中を洗ってから出してください)

空き缶 (スチール缶、アルミ缶 等)

フライパン

やかん等

※一斗缶以上の大きさのもの 40cm以上のもの **粗大ごみ**

茶筒、菓子缶

その他金属 (銅・ステンレス・真鍮)

青いカゴ(大)へ袋に入れて、そのまま入れてください。

持ち出しに使った袋は持ち帰りましょう。

スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ

※平成28年4月1日から回収方法が変わりました。

必ず中身を使いきる。

穴あけは不要です。

黄色いカゴへ袋に入れて、そのまま入れてください。

中身が残っていると収集車両等で爆発の恐れがあります。

布類

～雨の日は出すのを控えましょう～

例) 毛布、シャツ、ズボン、ジーパン、くつ下、下着、コート、ジャンパー、カーテン、セーター、シーツ

カーテン

布

毛布

白色半透明又は透明袋 (ビール袋・レジ袋)

口をしばって出してください。

資源にならない布類 (ふとん、こたつふとん、ペットパット、ホットカーペットカバー) → **粗大ごみ**

紙類

以下の4種類に分けて**ヒモでしばって**出してください。

- 新聞・チラシ
- 市で無料配布している紙ひもの利用にご協力ください。
- ダンボール
- 雑誌・本・ノート・辞典 (とじてあるもの)
- 紙パック
- 切り開いて水洗いし、乾かしてから出してください。
- 上記以外の紙類 → その他の紙類

ビン類 (中を洗ってからの出してください)

- 生きビン: 洗って再使用できるビン (リターンビン)
- マークのあるもの/マークのあるもの
- ビールビン・サシビン(1.8ℓ)、ウイスキービン等
- キャップをはずす
- 赤いカゴへ袋に入れて、そのまま入れてください。
- 雑ビン: 生きビン以外のガラスビン (ワンウェイビン)
- キャップをはずす
- 青いカゴ(小)へ袋に入れて、そのまま入れてください。

◆粗大ごみ 収集日は申し込み時に指定しております。日にちの指定は承っておりませんので御了承ください。

【粗大ごみとは一辺が40cm以上のものです。】

一回に申し込めるのは、10点までです。

ふとん (2枚まで1点)

座布団 (5枚まで1点)

マットレス (1枚で1点)

ソファ

自転車 (防犯登録シールをはがす)

プリンター

タンス

じゅうたん

ポリタンク (18ℓ以上)

ゴルフバッグ・ゴルフクラブ (セットで1点)

ボールの球

※申し込み粗大ごみには必ず1点1点粗大ごみ収集券を貼ってください。販売店及び出し方は別紙「ごみ収集券」参照。

●粗大ごみ専門ダイヤル ☎ 048-424-6747 (代表)

追加・変更は、収集日の2日前(収集日の2日前が日・祝日・年末年始の場合はこれらの日の前)までに必ずご連絡ください。

●受付時間: 月～金8:30～17:15 / 土8:30～14:00 (日・祝日・年末年始を除く)

◆市で収集できないごみ

燃料

塗料

薬品

ガスボンベ

LPG

ピアノ

量

建具

浴槽

金庫

自動車及び自動車部品

ホイール

オートバイ (50cc以下を除く)

ブロック

コンクリート、土砂、石

タイヤ

冷蔵庫(冷凍庫)

エアコン

テレビ

洗濯機

衣類乾燥機

パソコン

洗濯機

※別紙をご覧ください

事業系ごみ

事業活動に伴うごみは、法令・条例により事業者が自ら処理することが義務づけられています。

許可を受けた廃棄物処理許可業者と契約する(有料)など適正に処理してください。

添付図 ごみ分別区分 (戸田市)

添付資料 4

現有処理施設の概要

○ 本計画の関連施設

蕨戸田衛生センター組合処理施設の概要

施設名 (種類)	処理する 廃棄物	処理能力	所在地	竣工 年月	備考
蕨戸田衛生センター ごみ焼却施設 (IHP-回収施設)	可燃ごみ	270 トン/日	埼玉県戸田市大字 美女木 978 番地	H4. 3	90 トン×3 炉
蕨戸田衛生センター 粗大ごみ処理施設 (リサイクルセンター)	粗大ごみ 不燃ごみ	30 トン/日	埼玉県戸田市大字 美女木 978 番地	H4. 3	
蕨戸田衛生センター リサイクルプラザ (リサイクルセンター)	資源ごみ	62.5 トン/ 日	埼玉県戸田市大字 美女木 978 番地	H14. 3	
蕨戸田衛生センター し尿処理施設	し尿・浄化 槽	40 キロリットル /日	埼玉県戸田市大字 美女木 978 番地	H1.12	好気性消化処 理 (下水道放流)
蕨戸田衛生センター リサイクルフラワー センター	生ごみ	200 キログラム /日	埼玉県戸田市大字 美女木 980 番地	H21.11	堆肥化 花苗生産能力 約 10 万鉢/年

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 29 年度)

1 地域の概要

(1)地域名	蕨市、戸田市地域	(2)地域内人口	208,532 人	(3)地域面積	23.30 km ²
(4)構成市町村等名	蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合	(5)地域の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：蕨市、戸田市		設立年月日：昭和34年6月15日設立		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和05年度
排 出 量	事業系 総排出量 (トン)	16,668 トン	17,029 トン	16,801 トン	17,183 トン	18,192 トン	17,791 トン	13,820 トン
	1 事業所当たりの排出量 (ト/事業所)	1.87 ト/事業所	1.95 ト/事業所	1.98 ト/事業所	2.07 ト/事業所	2.24 ト/事業所	2.24 ト/事業所	2.15 ト/事業所
	生活系 総排出量 (トン)	49,283 トン	49,657 トン	49,073 トン	49,533 トン	48,550 トン	48,593 トン	40,780 トン
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	187.9 kg/人	187.3 kg/人	183.9 kg/人	182.9 kg/人	177.3 kg/人	175.2 kg/人	125.9 kg/人
合 計	事業系生活系排出量合計 (トン)	65,951 トン	66,686 トン	65,874 トン	66,716 トン	66,742 トン	66,384 トン	54,600 トン
再 生 利 用 量	直接資源化量 (トン)	6,186 (9.4%)	6,498 (9.7%)	6,480 (9.8%)	6,690 (10.0%)	6,443 (9.7%)	6,306 (9.5%)	6,674 (12.2%)
	総資源化量 (トン)	13,770 (20.9%)	15,060 (22.6%)	15,052 (22.8%)	15,724 (23.6%)	14,088 (21.1%)	14,309 (21.6%)	15,651 (28.7%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	13,997	15,942	15,762	14,742	12,528	14,917	12,300
減 量 化 量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	47,497 (72.0%)	47,906 (71.8%)	47,497 (72.1%)	48,023 (72.0%)	48,353 (72.4%)	47,550 (71.6%)	34,765 (63.7%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量 (トン)	4,684 (7.1%)	3,720 (5.6%)	3,325 (5.0%)	2,969 (4.5%)	4,301 (6.4%)	4,525 (6.8%)	4,185 (7.7%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。(様式1 (添付資料1) 参照)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備 考
	型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
蕨戸田衛生センター ごみ焼却施設 (エネルギー回収施設)	全連続燃焼式流動床炉	有	90トン/日×3	H4.4						
蕨戸田衛生センター 粗大ごみ処理施設 (リサイクルセンター)		有	30トン/日	H4.4						
蕨戸田衛生センター リサイクルプラザ (リサイクルセンター)		有	62.5トン/日	H14.3						
蕨戸田衛生センター し尿処理施設		有	40kL/日	H1.12						
蕨戸田衛生センター リサイクルフラワーセン ター		無	200kg/日	H21.11						

※ 計画地域内の施設の状況(現況)を地図上に示したものを添付している(様式1 (添付資料2) 参照)。

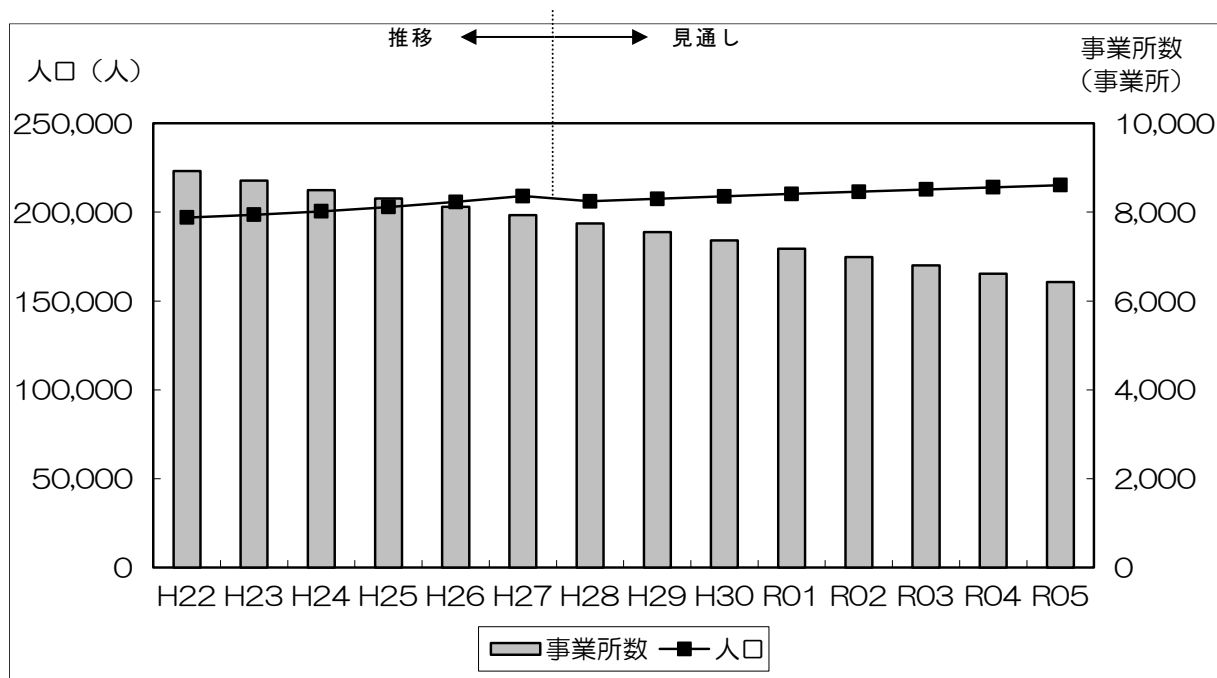
4 生活排水の処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状						目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和05年度
総人口		196,981	198,549	200,511	202,888	205,793	209,080	215,187
下水道	汚水衛生処理人口	174,575	175,824	177,815	180,744	185,247	188,875	197,728
	汚水衛生処理率	88.6%	88.6%	88.7%	89.1%	90.0%	90.3%	91.9%
農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	13,023	15,171	14,261	14,522	13,687	13,227	12,648
	汚水衛生処理率	6.6%	7.6%	7.1%	7.2%	6.7%	6.3%	5.9%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	9,383	7,554	8,435	7,622	6,859	6,978	4,811

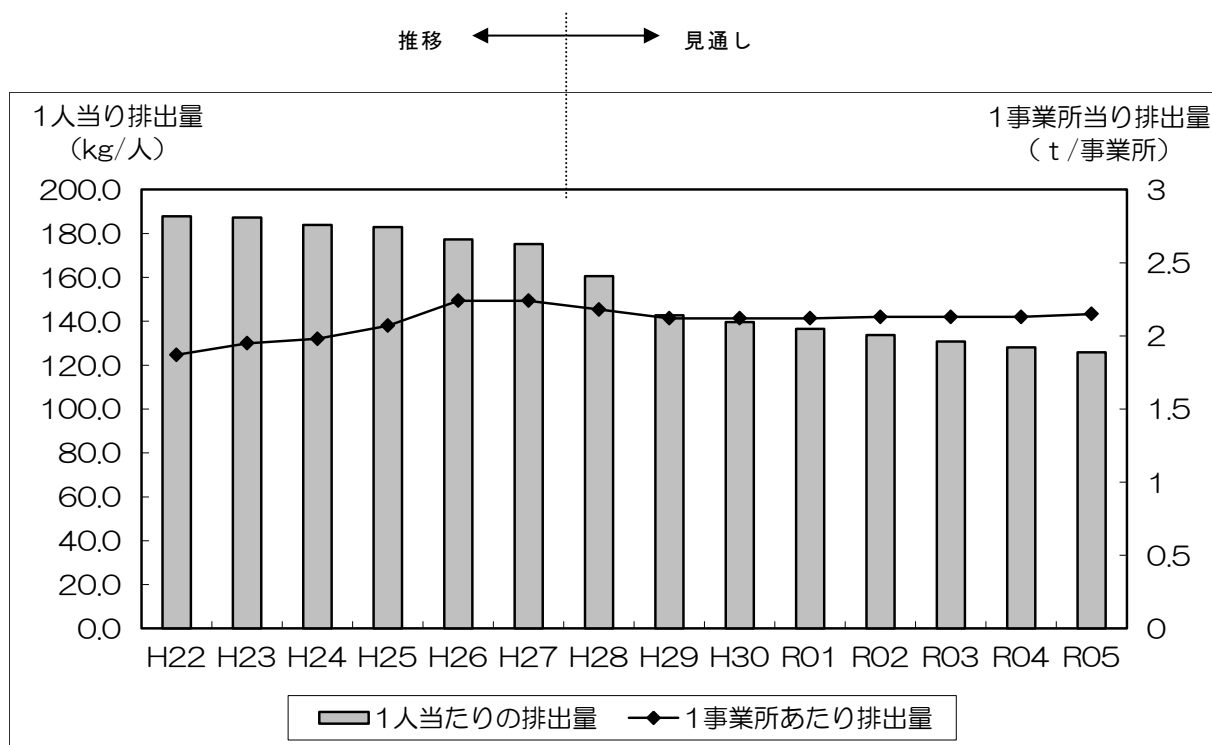
注：端数調整により合計が合わない場合がある。

様式 1 (添付資料 1)

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



添付図 人口・事業所数の推移と見通し



添付図 ごみ排出量（原単位）の推移と見通し

様式 1（添付資料 2）



添付図 計画地域内の施設の現況（位置図）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 29 年度)

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	事業主体構成市町村名	規模	事業期間	総事業費 (千円)	交付対象 事業費 (千円)							備考						
								平成 29年度	平成 30年度	令和 01年度	令和 02年度	令和 03年度	令和 04年度	平成 29年度		平成 30年度	令和 01年度	令和 02年度	令和 03年度	令和 04年度	
〇廃棄物処理施設の基幹的設備 改良事業							4,620,000	0	0	1,061,758	2,146,390	1,258,289	153,563	4,222,520	0	0	811,375	2,049,896	1,225,617	135,632	
エネルギー回収施設							4,136,000	0	0	819,282	1,904,866	1,258,289	153,563	3,765,075	0	0	585,751	1,818,075	1,225,617	135,632	
₁ 蔵戸田衛生センター基幹的設備 改良事業（こみ）		1	蔵戸田衛生セン ター組合	蔵市、戸田市	270 t/日	R01 R04	4,136,000			819,282	1,904,866	1,258,289	153,563	3,765,075			585,751	1,818,075	1,225,617	135,632	
リサイクル推進施設							187,000	0	0	187,000	0	0	0	181,720	0	0	181,720	0	0	0	
₂ 蔵戸田衛生センター基幹的設備 改良事業（粗大）		2	蔵戸田衛生セン ター組合	蔵市、戸田市	30 t/日	R01 R01	187,000			187,000				181,720			181,720				
し尿処理施設							297,000	0	0	55,476	241,524	0	0	275,725	0	0	43,904	231,821	0	0	
₃ 蔵戸田衛生センター基幹的設備 改良事業（し尿）		3	蔵戸田衛生セン ター組合	蔵市、戸田市	40 kL/日	R01 R02	297,000			55,476	241,524			275,725			43,904	231,821			
〇施設整備に関する計画支援 事業							20,304	0	20,304	0	0	0	0	18,922	0	18,922	0	0	0	0	
₃₁ 生活環境影響調査、基本設計及 び発注仕様書作成事業		31	蔵戸田衛生セン ター組合	蔵市、戸田市		H30 H30	20,304		20,304					18,922		18,922					
〇廃棄物処理施設における長寿 命化総合計画策定支援事業							9,720	9,720	0	0	0	0	0	5,730	5,730	0	0	0	0	0	
₃₂ 施設長寿命化総合計画策定事 業		32	蔵戸田衛生セン ター組合	蔵市、戸田市		H29 H29	9,720	9,720						5,730	5,730						
合 計							4,650,024	9,720	20,304	1,061,758	2,146,390	1,258,289	153,563	4,247,172	5,730	18,922	811,375	2,049,896	1,225,617	135,632	

地域の循環型社会形成推進のための施策の一覧

様式1-3

推進のための施策一覧(今後行う施策)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考			
					開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	令和 01年度	令和 02年度	令和 03年度	令和 04年度				
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	環境教育委、普及啓発の充実	ホームページや広報などを通して住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、更にはごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行っている。ごみの減量化に関する社会意識を育むため、環境教育を積極的にやっていく。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	12	循環型ライフスタイルの促進	ごみを出さないライフスタイルの定着を目指し、マイボトルやマイバッグの利用促進に対する活動を行っていく。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	13	事業者に対する減量化の指導	一般廃棄物排出事業者に対して減量化指導を行っていく。また、小規模事業者にも減量化に対する協力を求めている。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	14	環境物品等の使用促進	再生品、エコ商品等の積極的な購入と、販売をお願いしていく。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	15	容器包装廃棄物等の排出抑制	簡易包装や、繰り返し使用できる商品等の購入に努めるようにする。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	16	リサイクルプラウセンターの維持管理(生ごみ減量化対策)	蕨戸田衛生センター組合では、家庭で一定の段階まで堆肥化を進めた生ごみを持ち込むと花苗と交換できる事業を行っている。生ごみ減量のシンボル事業として円滑な施設運営ができるように努めるとともに、生ごみの水分を減らす啓発や減量の大切さや必要性、減量方法などの発信拠点として事業展開を進めていく。	蕨戸田衛生センター組合	H29	RO4											
	17	家庭ごみの有料化の検討	現状では1人1日当たりの排出量は減少しており、人口が増加する中でも、ごみ総排出量は横ばいになると予測されることから、当分の間は推移の状況を見守り、必要な状況になった場合は検討することとする。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	18	リターナブル容器の利用促進	市内の事業者等と共同して店頭回収システムの構築の検討を行う。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	19	リユース容器の利用促進	リユース容器の使用や容器のデポジット制の促進を図る。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	20	再生家具等の情報提供	蕨戸田衛生センターにおける再生家具売払い事業を継続して実施する。また、ホームページ等を活用して、情報提供を行うものとする。	縣市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合	H29	RO4											
	21	剪定枝、草木等の資源化	焼却処理をしている剪定枝、草木等の資源化を検討する。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	22	小型家電破砕処理物の資源化	燃えないごみに混入している携帯電話等の小型家電を資源化している。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	23	粗大ごみの再資源化	粗大ごみとして捨てられた家具の中から比較的状態の良いものを選び、補修し再生している。更に、資源化が可能な廃棄物の再資源化に努める。	蕨戸田衛生センター組合	H29	RO4											
	24	事業系ごみの資源化	事業系可燃ごみに含まれる紙等についての資源化を検討する。また、3Rを推進する事業者への支援も検討する。	縣市、戸田市	H29	RO4											
	25	固化灰、不燃物残渣の資源化	不燃物残渣は全量資源化を行っている。今後は固化灰の資源化の可能性を検討していく。	蕨戸田衛生センター組合	H29	RO4											
	26	その他	再資源化等の技術進歩に合わせ、資源にできるものは資源化に努める。	縣市、戸田市	H29	RO4											
処理施設の整備に関するもの	1	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業(ごみ)	老朽化した蕨戸田衛生センター(ごみ)の改修工事を実施する。	蕨戸田衛生センター組合	H31	RO4	○									関連事業31、32	
	2	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業(粗大)	老朽化した蕨戸田衛生センター(粗大)の改修工事を実施する。	蕨戸田衛生センター組合	H31	-	○										関連事業31、32
	3	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業(し尿)	老朽化した蕨戸田衛生センター(し尿)の改修工事を実施する。	蕨戸田衛生センター組合	H31	RO2	○										関連事業31、32

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考		
					開始	終了		平成	平成	令和	令和	令和	令和			
								29年度	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度			
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	生活環境影響調査、基本設計及び発注仕様書作成事業	1、2の計画支援	蕨市衛生センター組合	H30	—	○		調査、実施							関連事業1、2及び3
	32	長寿命化総合計画策定事業	1、2の計画支援	蕨市衛生センター組合	H29	—	○	策定								関連事業1、2及び3
その他	41	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	不要になった特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の処分方法については、適切なリサイクルルートへ排出するよう、両市市民に対して普及啓発を行う。	蕨市、戸田市	H29	RO4		事業実施								
	42	不法投棄・散乱防止対策	不法投棄対策については、市民との連携のもと、不法投棄対策として、不法投棄防止看板の設置や定期的なパトロールを実施している。また、夜間の不法投棄対策として、蕨市ではタクシー協議会との間で協定書を締結し、また、戸田市では深夜や早朝のパトロールを実施する等で、不法投棄の監視強化に努めている。 今後不法投棄の未然防止対策について検討していくものとする。 散乱防止対策については、両市ではたばこ吸い殻の散乱防止等に特化した「路上喫煙の防止等に関する条例」を施行し、両市全域に路上喫煙防止努力義務を課し、さらに路上喫煙が第三者に与える影響が多いと判断される地区を路上喫煙禁止地区に指定し、その地区内での路上喫煙そのものを禁止している。また、路上喫煙状況調査を実施し、必要に応じて路上喫煙禁止地区の見直しを図っている。 今後とも散乱防止対策と路上喫煙防止に努めていくものである。	蕨市、戸田市	H29	RO4		事業実施								
	43	地域環境衛生の充実	両市では「ごみゼロ運動」をはじめとした市民と行政との協働による都市美化活動を推進している。今後とも散乱のないまちづくりを目指し、排出区分及び排出日の周知徹底に努め、収集ステーション美化を推進していくものである。	蕨市、戸田市	H29	RO4		事業実施								
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、蕨市、戸田市、蕨市衛生センター組合及び埼玉県内の市町村・清掃関係一部事務組合で構成する埼玉県清掃行政研究協議会の会員として、災害廃棄物の処理などについて協定を締結しており、地域内及び周辺地域との連携体制を構築している。 なお、災害発生時の廃棄物の処理については、現場での選別・保管を行い、一般ごみはごみ焼却施設で、資源ごみはリサイクルプラザなどで処理を行った後、処理困難物は民間事業者へ処分委託し、その他はリサイクル、最終処分を行うことを想定している。	蕨市、戸田市、蕨市衛生センター組合	H29	RO4		事業実施								

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	蕨戸田衛生センター組合
(2) 施設名称	蕨戸田衛生センターごみ焼却施設
(3) 工期	令和 01 年度から令和 04 年度
(4) 施設規模	処理能力 270 t / 日
(5) 形式及び処理方式	流動床式（全連続燃焼方式）
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 （ 発電効率 9.7%） 2. 熱回収の有無 有 （ 熱回収率 - %）
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備改良事業による施設の延命化及びエネルギーの高効率化、二酸化炭素削減（二酸化炭素削減率 3%以上）
(8) 廃焼却施設の解体工事の有無	無
(9) スラッグの利用計画	—
(10) 事業計画額	4,136,000 千円

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	蕨戸田衛生センター組合
(2) 施設名称	蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設
(3) 工期	令和 01 年度
(4) 施設規模	処理能力 30 t/日
(5) 処理方式	高速縦型回転式（磁選機：回転ドラム式）
(6) 地域計画内の役割	基幹的設備改良事業による施設の延命化及びエネルギーの高効率化、二酸化炭素削減（二酸化炭素削減率 3%以上）
(7) 廃焼却施設の解体工事の有無	無
(8) 事業計画額	187,000 千円

施設概要（し尿施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	蕨戸田衛生センター組合
(2) 施設名称	蕨戸田衛生センターし尿処理施設
(3) 工期	令和 01 年度から令和 02 年度
(4) 施設規模	処理能力 40kL/日
(5) 形式及び処理方式	好気性消化処理(下水道放流)
(6) 地域計画内の役割	基幹的設備改良事業による施設の延命化及びエネルギーの高効率化、二酸化炭素削減(二酸化炭素削減率 20%以上)
(7) 廃焼却施設の解体工事の 有無	無
(8) 事業計画額	297,000 千円

【参考資料様式 7】

計画支援概要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	蕨戸田衛生センター組合
(2) 事業目的	廃棄物処理施設（ごみ、粗大及びし尿）の基幹的設備改良のため
(3) 事業名称	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業（ごみ、粗大及びし尿）に係る生活環境影響調査、基本設計及び発注仕様書作成事業
(4) 事業期間	平成 30 年度
(5) 事業概要	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業の着手前に周辺環境への影響調査を実施し、事業に必要となる基本設計及び発注仕様書の作成を実施するもの。
(6) 事業計画額	20,304 千円

長寿命化総合計画策定支援概要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	蕨戸田衛生センター組合
(2) 事業目的	廃棄物処理施設（ごみ、粗大及びし尿）の基幹的設備改良事業に係る長寿命化総合計画の策定のため
(3) 事業名称	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業（ごみ、粗大及びし尿）に係る長寿命化総合計画策定事業
(4) 事業期間	平成 29 年度
(5) 事業概要	蕨戸田衛生センター基幹的設備改良事業（ごみ、粗大及びし尿）に係る長寿命総合化計画を策定するもの。
(6) 事業計画額	9,720 千円